

認定NPO法人 Teach For Japanへの ご寄付は税制優遇の対象となります

寄付者(個人)の税制優遇

最大で寄付したお金の約50%が戻ってきます。

◎100万円を当団体に寄付していただいた場合



すべての子どもが、成長できる「教室」
Teach For JAPAN



税務署

寄付金控除は次の計算式で計算します。(税額控除方式^{*1}の場合)

(寄付金額^{*2} - 2,000円) × 50%^{*3} = 控除額

実質負担 50万1,000円で
100万円の寄付ができます

【例】年間100万円寄付した場合の控除額

$$(100万円 - 2,000円) \times 50\% = 49万9千円$$

*1 「税額控除方式」と「所得控除方式」があります。税額控除方式を選択いただいた方が有利な場合が多いですが、所得控除方式を選択した方が減税額が大きくなる場合があります。

*2 その年に中に認定NPO法人に寄付した金額の合計です。寄付金の合計額が総所得金額の40%を超える場合は、総所得金額の40%が上限です。
(Teach For Japanが認定を受けた2014年10月3日以降の入金が対象になります。)

*3 所得税の寄付金控除が40%、都道府県民税の寄付金控除が4%、市町村民税の寄付金控除が6%で最大50%となります。自治体によって異なります。

*4 確定申告が必要です。年末調整で申告することはできません。

POINT! 確定申告等の手続きは簡単3STEP!

STEP.1

領収証
受領



領収証は原則として年に1回の発行となります。
毎年12月31日締めで、2月頃、郵送でお送りします。

STEP.2

源泉徴収票
入手



寄付金控除は「年末調整」では受けられません。「確定申告」が必要です。
お勤めの方は、勤務先より「源泉徴収票」を入手してください。

STEP.3

確定申告書
作成・提出



確定申告書を税務署で入手、または国税庁WEBサイトで作成します。
確定申告書に「領収証」「源泉徴収票」「認定NPO法人寄付金特別控除額の計算明細表」を添えて、お住まいの管轄の税務署に提出します。例年2月中旬から3月中旬が受付期間です。

GOAL!

還付金受領



申告内容に問題がなければ、4月頃、還付金が振り込まれます。
※個人事業主の場合は、確定申告時に納付する所得税から減税されます。

【寄付者(相続人)の税制優遇】 寄付した相続財産が非課税になります。

【例】1億円の相続財産があった場合、
このうちの8千万円を認定NPO法人に寄付すれば、
相続税の課税対象額は2千万円になります。

課税対象額が1億円から
2千万円になります！

相続財産
1億円

寄付金
8千万円

課税対象額2千万円

※上記は金銭の場合です。不動産等は扱いが異なる場合があります。

【寄付者(法人)の税制優遇】 損金算入限度額^{※1}の枠が拡大されます。

一般のNPO法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が高くなります。

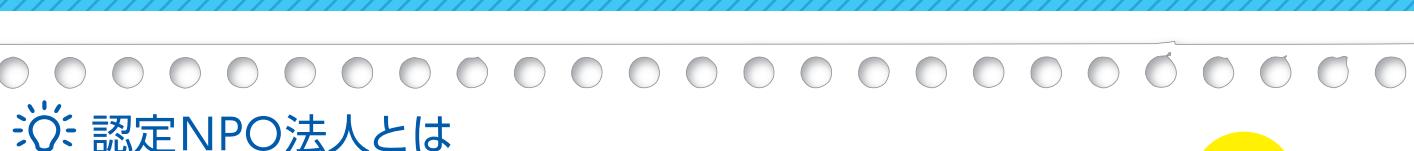
認定NPO法人に寄付をした場合の損金算入限度額
＝一般損金算入限度額 + 特別損金算入限度額

【例】資本金1億円、所得金額2,000万円^{※2}
の場合の寄付金損金算入限度額

特別損金算入限度額
812,500円
一般損金算入限度額
187,500円

損金算入限度額が18万7,500円
から100万円まで拡大します！

※1 寄付金には損金算入限度額があります。「損金算入限度額」とは、損金(法人税法上認められている費用、損失など)として算入できる限度額をいいます。
※2 寄付金支出前の金額
※3 1事業年度=12ヶ月と仮定。



【定義】

認定NPO法人とは、所轄庁が、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、一定の基準に適合したものとして認定した法人をいいます。

【趣旨】

NPO法人のうち、一定の要件を満たす法人は、所轄庁から認定されることで、税制上の優遇措置を受けることができます。この認定NPO法人制度は、NPO法人への寄付を促すことにより、NPO法人の活動を支援することを目的としています。

(※)法人数は2014年6月末時点の概数です。出典：内閣府HP

本資料は認定NPO法人へのご寄付に関する税制優遇の概略を説明する資料です。詳細につきましては国税庁、税務署等をご確認ください。

すべての子どもが、成長できる「教室」

Teach For JAPAN